

令和 2 年第 2 回教育委員会臨時会議事録

令和 2 年 3 月 2 7 日

東久留米市教育委員会

令和２年第２回教育委員会臨時会

令和２年３月２７日（金）午前１０時００分開会

市役所７階 ７０３会議室

議題 （１）諸報告１

①新型コロナウイルス感染症対策に係る報告について

（２）議案第２２号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について

（３）議案第１４号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

（４）議案第１５号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について

（５）議案第１６号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

（６）議案第１７号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について

（７）議案第２０号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

（８）議案第１８号 「東久留米市第２次教育振興基本計画 令和２年度事業計画（令和２年第１回教育委員会定例会決定）」の訂正について

（９）議案第１９号 請願に対する回答について（「２０２１年度から使用する東久留米市立中学校教科用図書採択に関する請願」）

（１０）諸報告２

②学校における働き方改革の成果について（報告）

③「東久留米市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定について

④令和２年第１回市議会定例会について

⑤令和３年「成人の日のつどい」開催概要について

⑥その他

（１１）議案第２１号 東久留米市教育委員会統括指導主事の任免について

※「議案第２１号 東久留米市教育委員会統括指導主事の任免について」は非公開で審議が行われたため、公開の会議録には掲載していません。

出席者（５人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 （教育長職務代理者）	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳

生涯学習課長	板倉正弥
図書館長	佐藤貴泰
主幹・統括指導主事	荒井友香（欠席）

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥越富貴
-----------	------

傍聴者 8 人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

○園田教育長 これより令和2年第2回教育委員会臨時会を開会します。

委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。

○尾関教育委員 はい。

◎議案の追加と会議の進め方

○園田教育長 本日は議案の追加があります。会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○佐川教育総務課長 初めに議案の追加についてです。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の実施に当たり、第1回市議会定例会の最終日に補正予算の議案を提出することになりました。ついては教育委員会を開催する暇がなかったため、教育長の臨時代理の承認をいただきたく、議案第22号を追加させていただきます。

次に会議の進め方です。議案の報告及び議案の審議順序については関連するものをまとめてさせていただくなど、一部入れ替えさせていただきます。また、議案第21号の審議については非公開とし、教育部長、指導室長及び教育総務課長以外は退席させていただきます。

○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第22号を追加すること、議案の審議及び諸報告については関連するものをまとめて説明すること、及び議案第21号の審議に当たっては非公開で行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程のとおり進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ開け、窓と扉を開けて換気を行っていますが、ある程度の人数がいらっしゃいますので、マスクをしていただくなど個々の対策もお取りいただきますようお願いいたします。

議案第21号の審議は非公開で行いますので、その際は退席願います。なお、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○園田教育長 議事録の承認に入ります。2月7日に開催した第2回定例会、2月28日に開催した第3回定例会及び3月19日に開催した第1回臨時会の議事録についてご確認いただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでしたので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎諸報告 1

○園田教育長 日程第1、諸報告「①新型コロナウイルス感染症対策にかかる報告について」の説明をお願いします。

○佐川教育総務課長 「①新型コロナウイルス感染症対策にかかる報告について」は学務課長、指導室長、生涯学習課長、図書館長、教育部長の順で説明します。

○白土学務課長 3月2日から開始しました学校の一斉臨時休業と同時に給食提供も中止しており、それに伴い給食費の返還事務が発生しています。国からの要請もあり、食材キャンセルの費用等が発生した場合についても学校設置者が責任をもって保護者負担のないよう給食費の返還を行っていく必要があり準備を進めてきましたが、予算措置が必要となったことから議案第22号にて承認を求めるものです。詳細については議案第22号の補足説明で行わせていただきます。

○椿田指導室長 指導室からは7点ほど、3月4日と3月24日に行った臨時校長会などの対応状況の報告をします。1点目は学校での児童・生徒の預かり状況についてです。3月2日からの臨時休業に伴い、児童・生徒は原則として家庭での感染防止に努めることとしています。しかし、保護者が仕事を休むことができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り事前に学校に連絡をいただき、8時30分から11時30分まで、小学校3年生以下の児童を預かることにしました。また、特別支援学級を中心に福祉サービスの対象となっている児童・生徒については学年にかかわらず、必要に応じて学校で預かるよう通知しました。その結果、市全体で最も多い日で10人、少ない日で1人、平均して3人から4人程度の預かりがありました。

次に、登校日の設定についてです。登校日を各学校が2日間程度設定しました。登校日には手洗い、うがい、咳エチケットの励行を子どもたちのみならず教職員も行いました。登校日の目的としては学習課題の配布、児童・生徒の健康観察を行うほか、欠席した子どもたちの安否確認を行うことです。各学校では登校しなかった児童・生徒に対して電話連絡を入れたり、家庭訪問をしたりして状況の把握に努めていました。また、本件について子ども家庭支援センターと連携し、特に配慮の必要なご家庭については訪問を依頼しています。

次に、校庭開放についてです。3月18日から市内全校で校庭開放を行うことにしました。学校ごとに教師の見守りが行える日程を設定し、各学校で利用できる学年を制限するなど、密集過ぎない工夫を行いました。利用人数は少ない学校で30人程度、多い学校では145人とのことです。最も利用人数が多かった19日は市全体で1,100人の児童・生徒が校庭開放を利用しました。中学校では春休みも引き続き校庭開放を行う予定でしたが、先日の都知事の会見を受けて、昨日、急遽、中止としました。

次に、3月分の学習内容の引き継ぎについてです。各学校で3月に学習を予定していた内容について、学年ごとに一覧表にまとめました。それを上級学校に引き継ぎ、4月以降に学習するとともに保護者に説明を行うよう指示しています。

次に、卒業式及び入学式についてです。卒業式、入学式とも参加者や式の内容を精選して実施することにしました。卒業式は滞りなく実施されました。保護者や地域の方からは、指導室宛に、卒業式が実施されたことを喜ぶ電話がありました。来賓や地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、今後も感染拡大防止に努め、小中学校の入学式が着実に実施できるよう学校の支援を進めます。

次に修了式及び始業式の対応についてです。修了式は学年ごとに時間差をつけるなど、大人数が集まらないように工夫して実施しました。始業式は必要最低限の内容に限って実施す

る予定です。

最後に、新学期の学習活動の再開についてです。23日付で文部科学省から「令和2年における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について（通知）」が発出されました。通知では「『今後、地域において感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が拡大すればどこかの地域を突端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない』と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛」の呼びかけが重要である状況に変わりありません。」と記載されています。引き続き、十分な警戒が必要とあるとのこと。そのため、環境の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスク使用等を行うこととされていることから、3月24日に臨時校長会を行い、口頭で次のような指示を行っています。一つ目、1学期の教育活動については換気など感染防止に努めること。二つ目、給食については前向きで食べるなど飛沫感染が起きにくい環境の整備に努めること。三つ目、授業中の班活動や話し合い活動を見直し、感染予防ができていないか確認すること。四つ目、校外学習については現在の状況を鑑みて、保護者や地域の理解が得られるものになっているか見直しを行うこと。状況によっては校外学習を中止にすること。

なお、昨日、東京都教育委員会から、都立学校版の今後の対応についての通知がありました。4月2日の定例校長会までに内容を精査し、本市での円滑な学校教育の再開に向けて各学校で努めていきます。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課に関わるものについて報告します。先ず、生涯学習センター、スポーツセンター及び青少年センターは、3月2日から4月12日まで休館しています。

続いて、学校施設開放ですが、学校が臨時休校になっていた2月29日から3月25日までは学校施設開放を中止していましたが、3月26日からは校庭部分に限り、開放を再開しました。ただし、3月25日の東京都知事の今週末の外出の自粛要請を受け、屋外運動施設、具体的には屋外体育施設及び先ほど申し上げました学校施設開放の校庭部分については、今週末は利用を自粛していただけるよう各団体に働きかけています。

○佐藤図書館長 図書館においても感染拡大防止に向けて、3月2日（月曜日）から4館全館を休館しています。現時点においては4月12日（月曜日）まで休館としていますが、休館期間が延長となったことに伴い、学校が休校となり自宅で過ごす子どもや子どもを見守る保護者等への支援も必要であると考え、図書館として市民の皆様に向けてできる対応として、3月18日（水曜日）から、感染拡大防止対策を講じた上で図書館ホームページから予約した予約本の受け渡しと返却本の受け取りの一部サービスに限定して、市立図書館全館で窓口を開始しています。期間は令和2年3月18日（水曜日）から臨時休館の終了までですが、一方で、一昨日3月25日に都知事からの今週末の外出自粛要請に基づいて、この土曜日、日曜日は予約資料の受け渡し等の一部サービスも休止とし、完全休館することとなりました。週末の社会情勢や国や都の動きにもよりますが、一部サービスの再開は月曜日から行う予定としています。また、今後の状況等によりサービス内容の適宜見直しも行っています。

○森山教育部長 令和2年第1回市議会定例会の審議内容等については後ほど報告しますが、ここでは新型コロナウイルス感染症対策による影響について報告します。2月28日、教育委員会の定例会において報告した会期日程ですが、2月27日から3月26日までの29日間の会期に変更はなく、一般質問、委員会審議の日程が変更となり多くの休会日が確保されました。変更後の日程表については資料として用意しておりますが、一般質問は質問時間を短縮した上で3月10日、11日の2日間となりました。併せて、議員によりましては通告

の取り下げが行われ、教育委員会に関連にする通告も多くの取り下げがあり、対策に取り組む時間の確保にご協力をいただきました。こちらでも変更後の一般質問の一覧表を資料として用意しています。また、総務文教委員会は3月13日に変更となり、1日で3常任委員会を開会する日程となりました。予算特別委員会は1日短縮となり、3月16日から23日までとなりました。

○園田教育長 ここまでの説明について、ご質問、ご意見ありますか。

○尾関教育委員 都知事の会見後に週末の校庭開放が中止になりましたが、すぐに各団体にその連絡が入ったようです。迅速な対応でしたので非常によかったと思います。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○馬場教育委員 子どもたちの学習についてです。3月分の学習の引き継ぎを4月以降に行ってくれるということと、登校日には学習課題を配布してくれたり、慌ただしい中にありながら、校長をはじめ先生方ができることを最大限にやってくれている情報を窺い知ることができ、とてもありがたいと思っています。

卒業を祝う会もできなくなったため、学校によっては一斉休校が始まる3月2日より前に、6年生の担任や校長は泣きながら子どもたちに話をしていることもあったそうです。また、急遽、その日中に合唱コンクールを開催してくれた中学校もあったそうです。その他の学校でも、卒業式は対策を講じながら立派にやってくれたと聞いています。

学習の話に戻りますが、4月以降に学習を引き継ぐといっても先生方の異動やクラス替えもありますから通常でも大変な時期なのに、今回のことがありながらも滞りなくやるのは大変なことです。子どもたちのために力を合わせてご尽力をいただけるようにと思っています。ここまでの対応については多少の批判はあると思いますが、周囲の保護者から聞いている限りは、先生たちに感謝したいという声をたくさん聞いている限り、ありがとうございます。

○園田教育長 今回は残念ながらここにいらっしゃるわれわれは卒業式に出席できなかったのですが、馬場委員は保護者として出席されていますね。

○馬場教育委員 中学校の卒業式には教育委員会として列席したことはありましたが、今年は保護者として列席しました。式そのものは短縮している上に席の間隔をすごく開けていて、換気もしていましたが、とても暖かくよい日でした。練習する時間もなかったと思いますが、子どもたちは卒業証書を受け取る動作もスムーズにできていました。「いろいろな思いがあるだろうけど、この時を迎えられて本当によかったね」という雰囲気の中、先生、生徒や保護者もいい時を過ごせました。学校は、私たち保護者や子どもたちの気持ちも十分に酌んでくれていたと思います。最善だったと思いますし、とてもいい式でした。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。

○宮下教育委員 馬場委員から、「子どもたちはさまざまな思いがあるのではないか」というご発言がありました。私も、特に今回の中学校の卒業生はいろいろな思いがあると思います。それは、この中学校の卒業生たちが小学校に入った時の入学式は、3.11の直後だったのです。そして今回の卒業式は新型コロナウイルス感染症が拡大している真っ最中。本当に複雑な思いがあると思います。残念ながら私たちは列席できませんでしたが、子どもたちにはこれからもさらに強い気持ちを持って、頑張ってもらいたいと思っています。機会があるごとに、これからも応援し続けていかなければいけないと強く感じました。

○園田教育長 以上でこの件を終わります。

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 関連しますので、日程第２「議案第２２号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。

教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第２２号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」、上記の議案を提出する。令和２年３月２７日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う補償金に係る令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）の提出について、教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは各担当から説明します。

○佐川教育総務課長 議案第２２号の補足説明をします。初めに、教育長の臨時代理の承認について経緯を説明します。令和２年３月２３日に、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う補償金について、令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）として、令和２年第１回市議会定例会最終日に付議することとなりました。翌３月２４日に、このことについて庁議決定することから、この間に教育委員会を開催する暇がなかったため、東久留米市教育委員会事務委任規則第３条により、教育長が臨時代理として補正予算（案）の提出を行いました。また、同規則第４条第２項において、事務を臨時に代理したときはその旨を教育委員会に報告し、その承認を求めなければならないことから本日の報告となりました。

次に、令和元年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算（案）について説明します。

資料の２枚目をご覧ください。歳入は、諸収入６２万８,０００円の増額、歳出は補償、補填及び賠償金４３３万８,０００円の増額、補正予算（案）の提案理由については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う補償などです。

○白土学務課長 学務課から補足説明します。臨時休業期間中の給食費については、国から学校設置者に対して保護者負担の軽減の観点から、保護者への返還等についての要請がありました。併せて、食材キャンセル費用や振込手数料等を学校設置者が負担する場合の補助金も創設されました。については本市においてもこの補助制度を活用し、保護者負担軽減の観点から学校の臨時休業により各学校の給食会計が負担している食材に係るキャンセル費用や保護者に返金するための費用、これは振込手数料等について給食会計に補償金として支払いを行うための予算措置です。歳入予算の諸収入６２万８,０００円は文部科学省から全国学校給食会連合会を通じて補助が行われることから、諸収入になっています。補助率は４分の３です。また、保護者への返金については市からの補償金を各校で受けた後、卒業生及び転出児童の保護者に対しては口座振込で、在校生については翌年度分の給食費に充当する形での対応をします。なお、中学校給食費においては既に３月２日以降の給食費についてはシステム内返金を終えており、食材のキャンセル費用を給食会計に補償するものです。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課に係る補正予算について補足説明します。現在、指定管理者により運営している生涯学習センター及びスポーツセンターについては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から３月２日から３月３１日までの間、利用の休止を求めたことに対して生じた損害等に対して、その費用を補償金として支払うものです。生涯学習センターについては東久留米市生涯センターの管理運営に関する基本協定の第４０条に、また、スポーツセンターについては東久留米市スポーツセンターの管理に関する基本協定の第４２条に不可抗力によって発生した費用等の負担に関する規定があり、この規定に基づき指定管理者と協

議を行っています。生涯学習センター、スポーツセンターのそれぞれの指定管理者と費用負担等について最終的な合意を得るには至っていませんが、これまでのやり取りの中から概算費用について一定程度整理することができたことから、その整理に基づき補正予算要求を行うもので、生涯学習センターが100万円、スポーツセンターが250万円としています。最終的な協議の結果として金額は変動するものと考えていますが、この金額以上にはならないものと見込んでいます。

- 園田教育長 給食費についての補足説明をお願いします。2月28日に休校の決定をして翌3月2日（月曜日）以降の給食を止めてもらっていますが、食材でキャンセルが生じたのはいつまでの食材ですか。3月2日、3日ですか。
- 白土学務課長 現場から、キャンセルができなかった報告を受けた食材です。日数ではなく、直近でキャンセルができなかったものになります。
- 園田教育長 野菜類や穀物などは保存がきくから大丈夫だったのですか。
- 白土学務課長 有償にてキャンセルした食材ですが、ひな祭り時期が近かったこともあり、あらはんぺん、桜かまぼこ、むきえび、鱈の切り身やそれに合わせて提供されることになっていたデザート生クリーム等の消費期限の短い食材が多く、再販売等に回すことが難しかったものと考えています。
- 園田教育長 分かりました。生涯学習センターとスポーツセンターについては現在も協議中ということですが、概数としてこういったようなものが補償として出てくるのか説明をお願いします。
- 板倉生涯学習課長 補償対象とすべき内容としては、機会の損失による収入の減額分、いわゆる予定されている利用料収入から業務の未執行等により支出しなかった費用、いわゆる光熱水費などの差額をベースに補償額を検討しています。
- 園田教育長 指定管理者といっても、図書館はここには出てきません。これは補償金が生じないからということですね。
- 佐藤図書館長 はい。
- 園田教育長 ほかにご質問はありますか。
- 尾関教育委員 今回の教育長の臨時代理の執行に当たっては、速やかにメールで報告がありました。今後も決定の直後ぐらいにわれわれに連絡が入ようをお願いします。
- 園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。
- 尾関教育委員 討論省略。
- 園田教育長 討論省略と認め、よろしければ採決に入ります。「議案第22号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって、議案第22号は承認することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第3「議案第14号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第14号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、委員の任期満了により、新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習

課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 それでは「議案第14号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」補足説明します。東久留米市スポーツ委員に関する規則の定めるところによって委嘱しているスポーツ推進委員の任期がこの3月31日をもって満了となることから、4月1日から新しく委員の委嘱をするものです。スポーツ推進委員には、毎月スポーツセンターで開催しているニュースポーツデーや市民つなひき大会を初めとしたスポーツイベントの実施のほか、他団体が実施する各種スポーツイベントにも積極的に協力し、市内のスポーツ振興に幅広くご活躍いただいています。

委員数は現在23人で、うち2人が退任することとなりました。そこで残る21人を再任とし、名簿の22番目の池邊さんを新任として1人減の総勢22人となります。新任委員の池邊照彦さんは所沢市に在住の50代で、市の子ども子育て会議の委員を務められているほか、社会教育主事、健康運動指導士として、社会教育や生涯スポーツなど幅広い分野での指導に長年携わっておられ、スポーツ推進委員として、これまでの経験が大いに生かせるものと考えています。新任の人選に当たっては、現スポーツ推進委員からご推薦をいただきました。また、池邊さんご自身にも推進委員の活動の場をご覧いただき、スポーツ推進委員が目指すものについても、実際に体験する中でご理解いただけるものと考えています。

○園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。

○尾関教育委員 討論省略。

○園田教育長 討論省略と認め、よろしければ採決に入ります。「議案第14号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第14号は承認することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第4「議案第15号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第15号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、委員の欠員が生じているため、委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 それでは「議案第15号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」補足説明します。文化財保護審議会は文化財保護法第190条第1項に基づき設置されており、その職務については市の文化財保護条例第38条において、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。」と規定されています。一方、同条例第39条において、「東久留米市は、市の文化財の指定及びその解除のほか、教育委員会が必要と認める事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならないこと。」とされています。

審議会の委員については10人以内で組織すると規定され、学識経験者等文化財に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱することが定められています。現在は9人の委員が既に委嘱を受けており、本議案をお認めいただくと規定の10人となります。

任期は同条例第42条に「2年」と規定されており、現在の任期は令和元年8月6日から

令和3年8月5日までの2年間となっています。また、補欠の委員の任期は残任期間と定められていることから、犬井氏については令和2年4月1日から令和3年8月5日までの予定です。

新たな委員候補として上程している犬井さんをご紹介します。犬井さんは人文地理学がご専門で、地理学の観点から近世・近代農村史、文化財を研究されています。東京都立清瀬高等学校の教諭でいらした1979年には東久留米市史編さん専門委員として市史編さんにもご尽力をいただいております、この3月末まで独協大学の学長を務めていらっしゃいます。また、4月以降も名誉教授として独協大学に席を置かれると聞いています。

○園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。

○尾関教育委員 討論省略。

○園田教育長 討論省略と認め、よろしければ採決に入ります。「議案第15号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第15号は承認することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第5「議案第16号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第16号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、委員の任期満了により、新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 「議案第16号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」説明します。東久留米市いじめ問題対策委員会委員は、令和2年3月31日付で全委員が任期満了となります。新たに委員の候補者についてご紹介します。まずは学識経験者として、三藤あさみさんです。現在、学校インターンシップ等で本市の小学校を中心に連携している十文字学園女子大学からご紹介をいただいた、人間生活学部児童教育学科の准教授です。横浜市教育委員会指導主事、横浜市内の中学校で副校長、その後、大学で社会科教育や学級経営の専門家として教鞭をとられている方です。次に、法律をご専門とされている方として、佐々木茂さんです。本市の行政法律相談の担当弁護士でいらっしゃいます。続いて、心理分野として平野学さんです。公認心理師、臨床心理士の資格をお持ちです。現在平野カウンセリングオフィスの代表をされています。平野さんについては一般社団法人東京公認心理士協会からご推薦をいただいております。次に、福祉分野として相川浩一さんです。社会福祉法人リブリーすばるで福祉施設長をされています。令和2年4月1日から委員の委嘱をしたいと考えております。以上ご審議をお願いします。

○園田教育長 ご質問いかがですか。

○宮下教育委員 説明では「委員の任期満了により、新たに委員を委嘱する」とのことですが、いじめ問題対策委員会に関する条例の第10条に「委員の任期は2年」とあり、さらに「再任を妨げない。」とあります。ところが今回は全員が替わるわけです。いじめというものは根が深いものですから、継続していろいろなことがあるのではないかと思います。今回は委員全員が任期満了で再任されませんが、何か理由がありますか。

- 椿田指導室長** 任期満了の4人の方には再任をお願いしましたが、いずれも今の役職のところで新たに4月から業務が増えるため、お引き受けいただけなかったと聞いています。
- 宮下教育委員** 分かりました。
- 園田教育長** 相川さんは4月1日から施設長ですね。
- 椿田指導室長** はい。現在は副施設長をされており、4月から施設長と聞いています。
- 園田教育長** よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。
- 尾関教育委員** 討論省略。
- 園田教育長** 討論省略と認め、よろしければ採決に入ります。「議案第16号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第16号は承認することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長** 日程第6「議案第17号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長** 「議案第17号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、委員の任期満了により、新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは図書館長から説明します。
- 佐藤図書館長** それではご説明します。本案は、令和2年4月2日から令和4年3月31日を任期とした東久留米市立図書館協議会委員を委嘱するものです。図書館協議会は、図書館法第14条に基づき「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」として設置しています。また、東久留米市立図書館協議会設置条例第2条において、定数を10人以内、委員は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者、公募による者から選出し、構成することとされており、第3条で「委員の任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。」こととしています。今回、現委員の任期満了により令和2年4月1日から任期2年間の新たな委員の委嘱を提案するに当たり、定数10人のうち7人が再任です。また、新任は3号委員である家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者として、特定非営利活動法人かるがも花々会理事長である下田大輔さん。4号委員である公募による者として山本久美子さんと酒井量基さんを選出しています。下田さんは特定非営利活動法人かるがも花々会において、障害児、障害者が楽しく豊かな生活を地域で過ごすことができるよう、また、障害を持つ子どもの親が安心して働くことができるように放課後または終業後、休業時、その他必要な場合の保育の確保や生活訓練、余暇活動、移動支援等々幅広い支援事業を行っており、本市図書館のハンディキャップサービス、とりわけ本を読むことにハンディキャップのある子どもたちの支援の充実に向けて現場実態に即したご意見などをいただけるものと期待するものです。また、市民委員の山本さんと酒井さんについては、多数の応募者の中から選考により選出された方々です。利用者としての視点からさまざまなご意見をいただきたいと考えています。
- 園田教育長** ご質問はありますか。
- 馬場教育委員** 「多数の応募者があった」ということですが、どれくらいの方から応募があ

ったのですか。

- 佐藤図書館長 広報やホームページ等で公募をしたところ、11人から応募がありました。
- 園田教育長 11人の応募があつて、どのような形で選ばれたのですか。
- 佐藤図書館長 書類審査ということで、応募書類の中に作文も提出してもらっています。書類選考後に面接審査を行い、その結果に基づいて2人を選出させていただきました。
- 園田教育長 書類選考と面接ということです。そのほかご質問はいかがですか。
- 尾関教育委員 スポーツ推進委員や文化財保護委員、いじめ問題対策委員もそうですが、市のいろいろな委員会等の委員を選ぶにあたっては、「この人は市内在住ではない」との意見もあるかと思います。しかし、市内在住でも候補者が少ない中、本市のために市内在住でないのに引き受けて下さる方には、とても感謝したいと思います。こういった人選が大変になってきていることはもっと市民にも知ってもらったらどうですか。そうでないとますます候補者がいなくなるのではないかと思います。
- 園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。
- 尾関教育委員 討論省略。
- 園田教育長 討論省略と認め、よろしければ採決に入ります。「議案第17号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第17号は承認することに決しました。

◎諸報告2

- 園田教育長 日程では議案第20号の審議になりますが、議案に関連しますので、先に諸報告2「②学校における働き方改革の成果について(報告)」の説明からお願いします。
- 椿田指導室長 資料「学校における働き方改革の成果について(報告)」の「1 教員の働き方改革実施計画における目標値」をご覧ください。平成30年10月に策定されました「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」では、本市の目標値として3点を挙げています。
(1) 市立小・中学校教員の週当たりの在校時間を60時間以内とします。(2) 週休日である土曜日、日曜日のどちらか一方は必ず休養できるようにします。(3) 市立小・中学校教員のライフ・ワーク・バランスの満足度を今後調査し、年度毎に改善させます。
続いて、この目標値に向けて現在の本市の状況を報告します。「2 出退勤管理システムによる市全体の教職員の在校等時間まとめ」をご覧ください。校長、副校長、教職員それぞれの週平均の在校等時間をまとめました。出退勤管理システムでの把握が始まって半年が経過し、教職員も自分自身の在校時間への意識が芽生え、今後も業務改善が進むことを期待しています。
続いて、裏面の「3 ライフ・ワーク・バランス 満足度調査まとめ」をご覧ください。小学校の「有効回答数」が288、中学校が147です。教職員が自分自身の働き方について「満足」「おおむね満足」としている割合は小学校で73.4%、中学校で62.6%でした。小中学校の平均は69.8%です。次年度以降はこの数値を年度ごとに改善させるのが目標となります。在校等時間の削減だけでなく、教師自身が自分の働き方に満足できるよう、働き方改革実施計画の取り組みを進めていきます。
- 佐川教育総務課長 次に、資料の「統合型校務支援システムの導入について」をご覧ください。統合型校務支援システムは働き方改革実施計画にあるように、導入すると児童・生徒に

関する情報を一元管理することができ、校務の標準化・効率化を図ることができます。「3 今後の想定スケジュール」をご覧ください。令和2年度には操作研修を全校で実施します。また、令和3年3月に校務支援システムを仮稼働することを予定しています。

○園田教育長 働き方改革の関連で2点の報告がありました。これについてのご質問、ご意見いかがですか。

○馬場教育委員 出退勤管理システムが導入されてまだ半年です。率直な感想を言わせていただければ、在校時間はもっと多いと思っていました。持ち帰っている仕事が多いかもしれないので安易に言えませんが…。それでも、ライフ・ワーク・バランスの満足度が概ね7割というのは、実は子どもにとってもいいことだと思います。満足されていないその3割の中でも、差はあるとは思いますが、非常に不満を感じているという先生は決して多くはないのだらうと思われます。今後も在校時間だけを見るのではなく、ライフ・ワーク・バランスの満足度も高くなるように考えていきたいと思います。先生たちが満足できるいい働き方ができるということは、子どもたちにその思いが通じ、全ていい方向に行くと思います。引き続き見守って、教育委員会がいい指導をしていけたらと思いました。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○尾関教育委員 統合型校務支援システムの導入については、令和2年度に当初予算が措置されました。令和3年度から本格稼働ということですが、またその時に新たに多額の予算が必要となるのではなく本稼働できるということによろしいですか。

○佐川教育総務課長 ランニングコストということについては、当然、令和3年度以降もかかってきます。

○尾関教育委員 新規に多額の上乗せは必要ないということですよ。

○佐川教育総務課長 通年コストのみです。

○宮下教育委員 統合型校務支援システムの導入については、各学校の先生方から話を聞くと、早く東久留米市にも導入してほしいという願いがあると思います。いよいよその願いが達成されるのであれば、もしかしたらとてもよい先生が本市にも転任してくれるなんていうこともあるかもしれません。なお、大事なことは統合型校務支援システムを導入することに終わらず、働き方改革のこのデータが今後どのように変わるのかの追跡調査をしていくことです。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第7「議案第20号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から議案の説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第20号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東京都の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に関する条例の改正等に伴い、規定を整備する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同年1月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げされました。その概要は3点です。「超勤4項目」以外の業務を含めて時間を管理する。原則、時間外在校等時間の上限を1カ月45時間、年間360時間以内とする。教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置として、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等により定めることと教育

職員の在校時間の把握です。この概要３点を受け、東京都教育委員会も条例及び方針の改定を行い、区市町村教育委員会にも規則改正等の対応の依頼がありました。その依頼の中に、参考として各区市町村教育委員会が所管する「小中学校の管理運営に関する規則」に加えることを想定していることや、「追記部分は委任条項の前が適当である」との考えが示してありました。多摩地区の指導室課長会でもこの情報を共有して対応を検討した結果、本市としても学校における働き方改革や教師の業務量の適切な管理及び教師の健康及び福祉の確保を図るため、国や都の方針を受け、東久留米市立学校の管理運営に関する規則を一部改正することになりました。

資料をご覧ください。「東久留米市立学校の管理運営に関する規則」を次のように改正します。第４１条を第４２条とし、第４０条の次に次の１条を加えます。（教育職員の業務量の適切な管理）として、第４１条「教育委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例４５号。以下「条例」という。）第４条の２の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針（令和２年文部科学省告示第１号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第１２条及び条例第１３条の規定による休日並びに条例第１４条第１項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。こちらはいわゆる時間外の勤務時間となります。１、１月について４５時間。２、１年について３６０時間。２「前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員が認める場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この内容は突発的な緊急事態などの特例的な扱いの時間の時間外の勤務時間となります。１、１月について１００時間未満。２、１年について７２０時間。３、１月ごとに区分した各期間の当該各期間の直前の１月、２月、３月、４月及び５月の期間を加えたそれぞれの期間において１月当たりの平均時間について８０時間。こちらはいわゆる過去６カ月間の平均時間の説明ということになります。４、１年のうち、１月において４５時間を超える月数について６月。３、前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。付則。この規則は、令和２年４月１日から施行する。

なお、こちらの第３項にあります「教育委員会が別に定める。」ものについてはこの議案の次に、諸報告「③東久留米市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（案）」として説明します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○園田教育長 方針では在校等時間の上限時間は月４５時間、１年３６０時間と規定されています。この考え方は文部科学省あるいは東京都教育委員会が定める基準と同一のものであり、もっと言えば、労働法制の中で一般的な勤労者に求められている時間と合わせています。この目標を実現するために、この間、出退勤管理システムによりカード等でチェックしてきており、先ほど在校時間ということで報告しています。

在校時間６０時間という働き方改革の目標値ですが、これは月当たりの時間外勤務にすると概ね８０時間ぐらいになり、概ね達成できている状況です。月４５時間についてもわれわ

れの見るところ少し高目の目標ではありますが、全く実現不可能ではないことは確認できていますので、こういう形で提案しています。また、これは平均時間ではなくてあくまでも上限ですので、基本的には全教員がこの４５時間、１年３６０時間に収まることになります。それが難しい状況であるならば、その次の２の「１月について１００時間未満」といったところに係るように努力をしていこうという趣旨です。

ご質問、ご意見はいかがですか。

○宮下教育委員 学校管理運営に関する規則に追記するということです。この規則には従来から４管理２監督について網羅されたものが示されているわけです。特に学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理、学校事務の管理とあります。もう一つは、職務上及び身分上の監督に関するもののほとんどがこの規則の中に示されています。

いろいろと論議されてきて、ここにしか入れることがないだろうという結論になったのだろうと推測しますが、多摩地区の指導室課長会での議論の内容について伺います。

○椿田指導室長 多摩地区の指導室課長会の中でも、今後、どのように規則改正していくかが話題になりました。ある市からは、「この管理運営に関する規則の内容とは違うので新たに規則をつくることを考えている」という意見もありました。しかし、指導室課長会全体で話していくうちに、「そもそも都の教員は東京都の教員であり、各市で教育活動を行ってはいるが東京都の教員が市ごとの規則で差があると不都合が起きるのではないか」ということになり、全体として管理運営に関する規則を一部改正して対応することになりました。

○宮下教育委員 そのようなことのディスカッションを経た上で、このように管理運営規則の中に追記するということになったわけですね。

○園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。

○尾関教育委員 討論省略。

○園田教育長 討論省略と認め、これより採決に入ります。「議案第２０号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第２０号は承認することに決しました。

◎諸報告 ２

○園田教育長 議案第２０号及び諸報告２とも関連します、諸報告「③東久留米市立学校の教育職員の在籍と時間の上限等に関する方針」の策定についての説明をお願いします。

○椿田教育部長 ただいま承認いただきました、東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則中、第４１条の第３項にありました「前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。」と示しているものがこの方針となります。

資料をご覧ください。１ページ目に「第１ 趣旨」として、教員の長時間労働の問題のために国の法律が改正され、教育委員会が教員の健康及び福祉の確保を図ることを示した指針を示したことを受け、東京都も「都立学校の教育職員の在籍等時間の上限等に関する方針」を示したことから本市も方針を策定したこと、そのような内容をこの第１の趣旨として記載しています。２ページの第３項第３、その中の第２項にある「上限時間の原則」をご覧ください。「１月について４５時間」「１年について３６０時間」を示しています。なお、この時間については労働法などの法律が根拠となった数字です。続いて３ページをご覧ください。

「第5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等」の(1)をご覧ください。「在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師等による面接指導を勧奨する。」としています。こちらの一定時間も労災認定基準である80時間から100時間を目安としています。また、これに該当する教育職員については、医師や東京都が設置している精神保健相談電話による相談などを勧めるようにしています。

説明は以上ですが、今回のこの策定を受けて、本市の教育振興基本計画事業計画や働き方実施計画などに示している「週当たりの在校時間60時間以内」と示しているところを「時間外在校等時間月上限45時間」と変更したいと思っています。

○園田教育長 ご質問、ご意見はいかがですか。よろしければこの件は以上で終わります。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第8「議案第18号「『東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画（令和2年度第1回定例会決定）』の訂正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第18号 東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画（令和2年度第1回定例会決定）」の訂正について、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年第1回定例会において、「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画」が承認されたが、令和2年度東久留米市一般会計当初予算が成立したため、本計画に事業を加える必要があるためです。詳しくは各担当から説明します。

○佐川教育総務課長 この事業計画は令和2年第1回教育委員会定例会でご承認いただいておりますが、昨日、令和2年度の当初予算が第1回市議会定例会において可決されましたので、事業計画の一部を追加訂正します。説明は所管する担当課から順次行わせていただきます。

初めに、令和2年度の事業計画のうち教育総務課所管分について説明します。資料の5ページをご覧ください。基本施策「4 質の高い教育の基盤となる環境の整備」「(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現」についてです。教育総務課の追加訂正は、「◎」の3行目「など」としてくくっていた部分「第六小学校から第九小学校、北校舎棟（中規模改修）」を加えて「など」を削除し、「東中学校東校舎棟西側」の後にありました「西校舎棟渡り廊下」も削除しました。これは東中学校東校舎棟西側北面のアスベスト除去工事を行うため、西校舎棟並びに渡り廊下の改修を取りやめたためです。さらに、教育総務課所管分の最下段は第1回定例会で委員からご意見をいただきました目標の数値を記載したものです。

○椿田指導室長 続いて、指導室所管分です。4ページをお開きください。基本施策「Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～」の「(1) 校長のリーダーシップの確立を組織としての機能強化」の「②組織体としての学校機能の強化」についてご覧ください。そちらの一つ目の「◎」の文章の真ん中に「校務支援システムの導入による」という文言を追加しました。併せてその指標も3カ所訂正しました。冒頭説明しました「東久留米市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に合わせ、当初は「教員の平均勤務時間週60時間以内」としていたところを「教員の時間外在校等時間月上限45時間」、諸報告の「学校における働き方改革の成果（報告）」でライフ・ワーク・バランスの満足度が市全体で平均70%でありましたので、こちらにありました指標を当初は「51.5%」としていたところを前年度比プラス「7%」とし、5年間で100%を目指していきたいと考えています。また、その次に「校務支援システムの稼働に向けて活用方法について教職員に周知する研修を

全校で行う」この三つを追記しました。続いて8ページをご覧ください。「オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実」の〈学校教育分野〉に三つ目の「◎」を追記しました。「東京2020大会に主体的かつ積極的に関わる」内容として、その指標で「小学校1・2年生は聖火リレーの沿道応援、小学校3年生から中学校3年生まではオリンピック・パラリンピック競技を現地観戦」を追加しました。予算は成立しましたが、オリンピック・パラリンピックの開催が延期になりましたので、今後の動向を見ながら内容を検討していきます。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課の部分です。6ページをご確認ください。施策の柱「Ⅳ 生涯学習社会の構築～生涯学習～」の基本的施策の「2 地域教育力の再構築と地域課題の解決」の「(2) 放課後子供教室の推進」です。2行目に「令和2年度未実施校(5校)において、新たな運営方法による試行実施を行っていきます。」という文言で整理しています。続いて8ページ、「オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実」の〈生涯学習分野〉の「◎」の一つ目に具体的な施策とした「聖火リレー関連イベント、コミュニティライブサイト」の実施を追加しました。指導室長の説明のとおり、オリンピック・パラリンピックの延期が決定されましたが、現時点においては今後のスケジュールなどの方針が示されている状況ではありません。今回の本議案の提案理由を鑑み、このような提案をさせていただくものです。内容については今後必要に応じて対応を検討していきます。

○園田教育長 6ページの「放課後子供教室の推進」の「令和2年度は未実施校(5校)において」の「に」という文字が漏れていますね。訂正しておいてください。

○板倉生涯学習課長 はい。

○園田教育長 これまでの説明についてご質問ありますか。

○宮下教育委員 「放課後子供教室の推進」のことです。これまでずっと未実施校があり、令和2年度からは未実施校においても何らかの新しい運営方法で実施するということになる、いよいよ全校が何らかの形で未実施校ではなくなるということですね。そう考えると大変前向きな施策だと思いますし、大いに実施していったほしいです。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○尾関教育委員 前回のときも意見を言いましたが、目標数値等がだんだん示されていって非常に結構だと思います。あとは大まかな概要でいいので予算額も示していただければと思います。どんどん分かりやすくしていったほしいと思います。

○園田教育長 よろしければこれで質疑を終わり、討論に入ります。討論に係る部分を相当ご発言いただきましたが、加えてありましたらお願いします。よろしければ討論を終わり、採決に入ります。「議案第18号 「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画(令和2年第1回定例会決定)」の訂正について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第18号は承認することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて、日程第9「議案第19号 請願に対する回答について(「2021年度から使用する東久留米市立中学校教科用図書採択に関する請願」)を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第19号 請願に対する回答について(「2021年度から使用する

東久留米市立中学校教科用図書採択に関する請願」）、上記の議案を提出する。令和2年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市教育委員会に提出された請願について見解を示す必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○**椿田指導室長** 2020年2月25日付で東久留米市の教科書を考える会より請願が提出され、本請願に対する回答（案）をまとめました。まず、東久留米市の教科書を考える会の請願をご覧ください。請願は八つの項目からなっています。1、市民、教員に検討する時間の十分な保障すること。2、展示場所をふやすこと。3、展示期間を延期すること。4、見本本をふやすこと。5、見本本を教員が閲覧する時間をふやすこと。6、市民意見の公開について。7、全ての教科用図書を中央図書館で閲覧できるようにすること。8、教育委員会との懇談の場の設定についてです。

それについての回答（案）を読み上げます。「請願に対する回答（案）。貴会から提出された2020年2月25日付「2021年度から使用する東久留米市立中学校教科用図書採択に関する請願」に、以下のとおり回答します。東久留米市立小・中学校の教科用図書採択につきましては、東久留米市教育委員会訓令乙第3号「東久留米市教科用図書採択要綱」に基づいて実施しており、市民及び学校等の検討時間を確保しながらご意見をお寄せいただいています。いただいた教科書採択に関するご意見は教育委員がすべてに目を通し、参考にさせていただいております。公開の場での教育委員会にて十分に議論をしながら、公平・公正な立場から児童・生徒の健全育成に資する採択を行うよう進めているところです。市民の皆様のご意見を参考にするために、市民の皆様が十分に教科用図書を閲覧する時間や場所を確保できるよう努力しておりますが、検討は文部科学省から見本となる教科用図書が送付されてから行われており、送付される見本本の冊数は文部科学省が決定しております。なお、展示場所について、教科用図書の閲覧時期は中央図書館の令和2年度大規模改修工事のため利用できません。教科用図書の展示期間につきましては、法定展示期間に基づいて実施しております。学校閉庁日があることや各種研修会との日程調整から、教育委員会での採択は例年通り8月の1週目を考えております。また、各学校での見本本を検討する時間について、本市の進める小中連携教育の観点から、引き続き、小中学校相互の意見も参考にして適切な教科用図書採択を行う必要があると考えております。市民の皆様からお寄せいただくご意見ですが、ご意見の募り方や開示方法について検討する予定です。中央図書館への配架については、スペースの問題から現在実現しておりません。それぞれのご要望に対し現実的な課題から、すべてのご要望に添うことは難しい現状にあります。市民の皆様との懇談につきましては、請願をいただくことごとに回答をさせていただいておりますので、現在懇談の場は考えておりません。今後も、法令や通知に従い、適正かつ公正な採択を進めてまいります。」。

教育委員の皆様には本請願の回答についてのご審議と併せて、市民の意見の開示や懇談の場の設定についてのご意見をいただければと思っています。よろしくお願いします。

○**園田教育長** 説明が終わりました。ご質問いかがですか。

○**宮下教育委員** 大変貴重な8項目が「請願」としてここに寄せられていると思います。「請願」に対して、私たちは真摯な気持ちで応えるように努力する必要があります。

項目の中に「採択をするための教育委員会の開催日を8月の1週目からもう少しゆとりを持って、極力遅くして」とあります。しかし回答は「例年と同じように8月の1週目」となっています。検討はしてみましたか。あえて意見を言うならば、他区市の例ですが、8月1週の1回だけの開催ではなく、分散して採択を行っているところもあります。さまざまな手法があります。そういった可能性を探った上で、8月の1週目にするという背景が出てくる

のだと思います。

また、この回答では「学校閉庁日と各種研修会の日程調整から無理である」となっています。それが要因であれば閉庁日を変える、または、各種研修会の日程を変えるということも検討した上で8月の1週目となったのか。そこについてはもう少し説明があった方がいいかと思います。

○**椿田指導室長** ご指摘のあったとおり、学校閉庁日や研修の日程を変えることも検討しましたが、夏休み中に学校ではプール教室があったり、8月末には新学期が始まること、さらに先生方が長期の休みを取りやすい期間がお盆前後であることなどさまざま考えると、閉庁日を移動することは難しいという結論に至っています。また、研修についてですが、夏休みに入ってから研修など本市の独自の研修だけなら変えることも可能ですが、都が主催する研修や全国で行っている研修等が、7月末や8月の後半に集中しています。そういったことを考えると採択の教育委員会の開催日を変えることは難しいと考えます。そのような経緯を考え、結果的には今年度と同じになりましたが、8月の1週目を採択する日ということになりました。

○**宮下教育委員** 採択に関する教育委員会の開催日については、先生方の研修とは直接関係しませんよね。採択前までは先生方は調査研究を一生懸命やりますが、それは従来と同じく一定の期間が設けられています。つまりこの教育委員会の開催日は、現場の教師と離して考えてもいいわけです。回答としてどうなのかな、とも思います。

今回提出された請願ですが、何回となく請願としてご意見をいただいていますね。教育委員会として、もう少し慎重で丁寧な対応をとってきていれば、果たして同じようなご意見やご要望をこういった請願という形で出されていたのかな、という気もしないでもありません。まして先日は同趣旨のご要望に対する回答について、指導室は回答を送付したつもりでしたが相手が受け取っていなかったとか、実は送付していなかったかもしれないとか、とても不明確な状況です。そういうことがあると、このような文書による請願や陳情というところに発展し、大きな課題になるのではないかと思います。私たちは責任ある立場にありますから、慎重で丁寧な対応をとっていかなければならないと考えています。

○**園田教育長** そのほかいかがですか。

○**馬場教育委員** 本議案に直接関係することではないかもしれませんが一言申し上げます。

学校に見本の教科書が置いてある期間があります。しかし、そこで手にとって見ている保護者はとても少ないのが現状です。私はそれをととても懸念しています。「教科書は関心のある人たちだけが見ればいい」というのでは、偏りがあると思います。

私たち教育委員は市民から寄せられた教科書採択に関わるご意見の全てを読んでいます、それが本当に市民の幅広い意見なのかというと、残念ながらそうでもないと思います。例えば、子どもを持つ親が意見を書いてくれるのはとても稀だと思うからです。私の周りでも、中学校で見本の教科書を見たという保護者は片手で数えるほどいませんでした。

見本が学校に展示してあることは学校のホームページや、学校から保護者に出してくれるプリントにも書かれているのですが、実際に見る人は少ないです。私たちが市民の意見を全部見たとしても、それでもやっぱり偏りはあるわけです。なので、これはもっと多く市民の皆様に見てもらえないかと思います。それはここにある「市民の意見」だけのことでなく、さらに見てもらえるように周知方法を考えることも大切だと思います。そのことに関してもこのように意見をもらえることはありがたいと思いますし、宮下委員のご発言のとおり、私たちも真摯な対応をしていかなければと改めて思いました。教科書採択に向けての勉

強は短い時間に集中して行いますが、肝に銘じることが多い内容の請願だと思います。

ただ、同時に、どうしたら教科書を多くの方に、偏りなく、興味を持って、子どもたちを育てる大事な書物であるということを知ってもらえるのかと、この請願を読んだときに強く感じました。

○園田教育長 既に討論に類するご意見がたくさん出ていますが、よろしければこれで質疑を終わります。加えて討論ということでご発言はありますか。

○細田教育委員 賛成の立場から一言申し上げます。前回の請願の趣旨と今回の請願の趣旨のいずれも、採択の結果についてのご意見ではありません。東久留米の教科書を考える会やほかの団体がお考えになっている、採択に向けての調査研究の充実に向けてのご提案と受けとめました。最善の採択を行ってもらいたいというお気持ちは真摯に受けとめていますし、われわれ教育委員全員は十分な時間をとって教科書を読み込み、東久留米市の子どもたちにとって最善と考える採択を行っています。また、事務局も現時点でできることを行っていると思いますし、その報告も受けています。

なお、事務局に対しては、今後も、請願はもとより、ご意見、ご要望については丁寧に説明をし、ご理解をいただけるよう、引き続き努めてもらいたいと思います。

○園田教育長 そのほかの委員いかがですか。

○宮下教育委員 細田委員のご発言に関連して一言申し上げます。採択に向けての調査研究を充実してほしいという願いがこの請願の中にはあると思いますし、私たちも当然ながら市民の皆様のそのような気持ちを受けとめて、採択にずっと関与しているわけです。

教科書は主たる教材となるものです。主たる教材となる教科書とはどのようなものが一番いいのか。そのような視点で、私たちも全員が全てのページを見ながら一つの結論を得るようにしているわけです。細田委員がご発言されましたように、調査研究の充実を望まれる請願にお応えできるよう、私たちも真摯な姿を失ってはならないのではないかと強く感じますので、私も細田委員のご発言に大賛成です。

○園田教育長 以上で討論を終わり、これより採決に入ります。「議案第19号 請願に対する回答について（「2021年度から使用する東久留米市立中学校教科用図書採択に関する請願」）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって、議案第19号は承認することに決しました。

◎諸報告2

○園田教育長 諸報告「④令和2年第1回市議会定例会について」から説明をお願いします。

○森山教育部長 令和2年第1回市議会定例会について報告します。本日は資料として、変更後の会期日程表、変更後の一般質問の一覧表、一般質問の答弁概要を用意しました。会期日程については先ほど報告しましたので、初めに議案の審議結果等について報告します。

初日の本会議に上程された議案のうち、教育委員会に係る議案については、「議案第11号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算（第7号）」「議案第16号 令和2年度東久留米市一般会計予算」がありました。両議案は予算特別委員会に付託され、審議採決の結果、議案第11号は全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。議案第16号は賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。

また、最終日の本会議において「議案第21号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算（第8号）」が上程され、直ちに審議されました。この議案には、本日の議案第22号にお

いて説明した学務課、生涯学習課の予算が計上されていますが、採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて請願ですが、教育委員会の関係では「請願第7号 市民がより必要とする図書館となるよう市が取り組むことを求める請願」がありました。この請願は3月13日の総務文教委員会に付託され、審議されました。内容ですが、地区館への指定管理者の導入によってどのような成果、課題があったのか検証を行い説明すること。市民と行政の協働のために図書館運営に関する正確で公正な情報を公開することを求めるもので、既に請願事項に沿って十分な実施がなされていると考える。よって、本請願は不採択とすべきとの意見。指定管理者制度導入後もさらなる情報公開を求める。よって、本請願は採択すべきとの意見。請願事項は当然のことを求めており本請願は採択すべきなどの意見が交わされ、採決した結果、賛成少数で不採択とすべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。

次に一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は21人中13人から通告をいただきました。閉校となる下里小学校の校庭、体育館及び校舎棟の利用について、生涯学習センター大規模改修工事について、中央図書館の大規模改修工事について、小中学校の特別教室へのエアコン設置について、小中学校の体育館へのエアコン設置について、第六小学校施設について、学校施設の大規模改修について、文化財行政について、図書館行政について、下里小学校のこれからについて、中学校スクールランチについて、小学校給食について、オリンピック・パラリンピック関連事業について、下里小学校閉校後の暫定利用について、児童の安全について、GIGAスクール構想についてなど、多岐にわたるご質問がありました。

詳しい答弁内容については後日ホームページに掲載されますので、そちらをご覧くださいと思います。

○園田教育長 よろしければ、続いて「⑤令和3年『成人の日のつどい』開催概要について」の説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長 日程は令和3年1月11日の成人の日で、1回目を10時半から、2回目を1時半から、いずれも会場は生涯学習センターのホールとなります。該当者は平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、3月4日現在で1,151人、男性566人、女性585人となっています。今年の1月13日開催の「成人の日のつどい」の参加者は751人で、参加率は64.5%でした。令和3年の式典の1回目は久留米中学校、西中学校、南中学校の地区にお住まいの方で、該当者は575人になります。2回目は東中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校の地区にお住まいの方で、該当者は576人になります。なお、式典の1回目と2日目の対象校は本年と変更はありません。

○園田教育長 そのほか事務局から報告はありますか。

○森山教育部長 ありません。

○園田教育長 以上で公開の会議を終わります。傍聴の方及び関係職員以外は退席願います。暫時休憩します。

(傍聴者 退席)

(学務課長、生涯学習課長、図書館長、統括指導主事 退席)

(休憩 午前11時41分)

(再開 午前11時42分)

※令和2年第2回教育委員会臨時会是非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年5月8日

教 育 長 園 田 喜 雄 （自 書）

署名委員 尾 関 健一郎 （自 書）